

証明事務等に関する訓令の運用について（例規）

〔 最終改正 令和 2. 12. 25 例規務第44号 〕
〔 京都府警察本部長から各部長、各所属長あて 〕

社会情勢の推移に伴い著しく複雑かつ多様化しつつある警察証明事務の合理化等を図るため、証明事務等に関する訓令（昭和45年京都府警察本部訓令第6号。以下「訓令」という。）を制定したので、訓令の運用については次の点に留意し、誤りのないようにされたい。

なお、次に掲げる通達は、廃止する。

1 例規通達

- (1) 自動車損害賠償保障法の施行に伴う自動車事故の証明等について（昭和31. 1. 26：1京交発第 140号）
- (2) 在韓日本人の帰国手続に関する「身元引受証」の証明について（昭和36. 9. 11：6京例二第 317号）
- (3) 証明事務等の取扱いについて（昭和41. 2. 1：1京務第98号）
- (4) 京都市交通災害共済事業の実施に伴う交通事故証明の取扱いについて（昭和42. 9. 30：2京交企第 362号、2京務第 907号）

2 一般通達

交通事故証明の取扱いについて（昭和44. 12. 22：4京務第 921号、4京交指第 555号）

記

第 1 警察証明

1 警察証明の基本的な取扱い方針

(1) 事実証明の原則

警察証明は、原則として、警察が確認した所管の事案等で記録があり、かつ、証明の必要性が客観的に認められる場合に限り、事実証明を行うものとする。

なお、形式的な受理証明は、別表第 1 に掲げる場合の遺失届出証明、盗難に係る犯罪被害届出証明、訓令第 2 条第 2 項第 10 号に規定する保護等願出証明及び同項第 15 号に規定する路上教習用自動車使用願出証明を除き、原則として行わないものとする。

(2) 特例証明の承認基準

訓令第 2 条第 2 項第 16 号に規定する特例証明は、同項第 1 号から第 15 号までに規定する警察証明に該当しない場合で、次の各号のいずれかに該当するときに、警察本部長が承認を与えるものとする。

ア 現に法令の規定により警察の証明を必要とするとき。

イ 申請者の責によらないで、証明がないことによつて、申請者が多大の不利益または不便を被るとき。

ウ その他特別の事情が認められるとき。

(3) 警察が行なわない証明

警察が行なわない証明は、訓令第 4 条に規定するもののほか、免許証、許可証またはその写しをもつて利用目的を達成できると認められる道路使用許可書、制限外積載許可書、銃砲所持許可証、風俗営業許可証、自動車運転免許証、各種営業（資格）証明書等証明す

ることが不適當な証明を含むものとする。

(4) 滅失等に関する証明の禁止

紛失は、「遺失」および遺失以外の「狭義の紛失」とに分けることができるが、「狭義の紛失」については、警察権の条理上の原則（私生活および私住居の不可侵）から警察の所管外のこととされ、その届出を受理せず、また滅失については従前からその届出を受理していないこともあつて、遺失以外の紛失および滅失については警察証明を行なわないものとする。

2 証明事務の処理手続

(1) 総括事項

ア 事務処理手続

訓令第5条から第10条までに規定する証明の願い出の受け付けから奥書証明又は証明書の発給までの事務処理の過程は、おおむね別表第2のとおりである。

イ 証明等申請書及び証明願の記載要領

証明等申請書及び証明願に記載する事項のうち共通する部分については、複写させるものとする。ただし、訓令第5条第2項の規定に基づき所定の証明用紙等を添付する場合には、証明等申請書の証明等の内容等欄に「別紙のとおり。」と記載させるものとする。

ウ 文字の訂正等

証明等申請書及び証明願に記載された文字を改変してはならない。文字を削るときは、削るべき文字に横線二条を引き、左側欄外に「削何字」と記載し、また文字を加えるときは、その箇所を明白に示して、行の上側に加えるべき文字を記載し、左側欄外に「加何字」と記入するとともに、証明等申請書にあつては申請者の訂正の署名を、証明願にあつては証明発給者の公印を、それぞれ左側欄外に記載した「削何字」「加何字」の文字の上に署名又は押印すること。

エ 遠隔地からの証明申請の処理

遠隔地の居住者等から郵送による証明の願い出があつた場合は、訓令第5条から第11条までの規定に基づき処理すること。

なお、証明等申請書及び証明願の添付されていないものについては、所定の用紙に記載例を付し、また証明手数料の送付されていないものについては、証明手数料を京都府収入証紙により納付すべき旨を明示し、改めて証明の願い出を行うように郵便又は電話により教示すること。

(2) 還付証明

ア 証明発給警察署等

還付証明は、現実に還付又は仮還付を行つた警察署、事件発生地を管轄する警察署及び事件検挙（解決）を行つた警察署のうち、証明申請を受け付けた警察署において、他の関係警察署に証明内容を連絡し、確認のうえ行うものとする。

イ 証明事項

証明事項は、次に掲げる事項とする。

(ア) 犯罪被害の発生年月日時及び発生場所

(イ) 還付金品の所有者の住所、氏名及び年齢

- (ウ) 還付金品の品名及び数量
- (エ) 被害届出警察署
- (オ) 還付金品の発見年月日及び発見場所
- (カ) 還付（仮還付）年月日及び還付（仮還付）警察署

(3) 協力援助証明

証明事項は、次に掲げる事項とする。

- ア 協力援助した年月日時及び場所
- イ 協力援助者の住所、氏名及び年齢
- ウ 協力援助した行為の内容
- エ 負傷等の事実

(4) 身体拘束証明

ア 証明の対象行為

身体拘束証明は、警察において留置、保護等により身体を拘束されていたことが被留置者名簿、保護カード等により確認された行為について行うものとする。

イ 証明事項

証明事項は、次に掲げる事項とする。

- (ア) 身体拘束の期間及び場所
- (イ) 身体を拘束された者の住所、氏名及び年齢
- (ウ) 留置、保護等の別
- ウ 証明申請者の確認

証明の願い出があつたときは、当該証明申請者が身体を拘束された者又はその者から証明申請について委任された者であることを十分確認し、身体拘束者等の名誉を害することのないよう配慮すること。

(5) 出頭証明

ア 証明の対象行為

出頭証明は、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第102条第2項の規定に基づく呼出簿により確認できる出頭行為について行うものとする。

イ 証明事項

証明事項は、次に掲げる事項とする。

- (ア) 出頭の期間及び場所
- (イ) 出頭者の住所、氏名及び年齢
- (ウ) 被疑者、参考人等の別

(6) 自動車保管場所証明

自動車保管場所証明は、自動車の保管場所証明事務等取扱要綱の制定について（平成8. 3. 29：8京駐対第204号）の例規通達に基づき、警察署の交通課において処理するものとする。

(7) 犯罪被害証明

ア 証明の対象

犯罪被害証明は、犯罪により被害を受けたことを現認し、又は捜査等の結果、被害を受けたことの裏付けがとれ、確認できるものについて行うものとする。

イ 事実確認の程度

各種犯罪の被害証明にあつての事実確認は、発生届出の受理記録による確認にとどまらず、必ず捜査等の結果、捜査機関、捜査官としての心証が得られる程度のものであることを必要とする。

ウ 証明事項

証明事項は、次に掲げる事項とする。

- (ア) 犯罪被害の発生日時及び発生場所
- (イ) 被害者の住所、氏名及び年齢
- (ウ) 被疑者の住所、氏名及び年齢
- (エ) 犯罪被害の内容

(8) 犯罪被害届出証明

ア 証明の対象

犯罪被害届出証明は、別表第1に掲げる場合に限り、被害届出のあつたものについて行うものとする。

イ 証明事項

証明事項は、次に掲げる事項とする。

- (ア) 犯罪被害の発生日時及び発生場所
- (イ) 被害金品の所有者の住所、氏名及び年齢
- (ウ) 被害金品の品名及び数量
- (エ) 犯罪被害届出の年月日、警察署、受理番号等

(9) 遺失届出証明

ア 証明の対象

遺失届出証明は、別表第1に掲げる場合に限り、遺失届出のあつたものについて行うものとする。

イ 証明事項

証明事項は、次に掲げる事項とする。

- (ア) 遺失の年月日時及び場所
- (イ) 遺失者の住所、氏名及び年齢
- (ウ) 遺失の金品及び数量
- (エ) 遺失届出の年月日、警察署、受理番号等

(10) 保護等願出証明

ア 証明の対象

保護等願出証明は、保護等届出事実が警察署に保管中の行方不明者届出書、行方不明者届受理票（以下「受理票」という。）又は刑事部鑑識課に保管中の受理票の写しにより確認できるものであつて、当該証明の利用目的が民法第30条に規定する失踪の宣告及び民法第770条に規定する離婚の訴の疎明資料とする場合に行うものとする。

イ 証明事項

証明事項は、次に掲げる事項とする。

- (ア) 行方不明となつた年月日
- (イ) 行方不明者の本籍、住所、氏名及び生年月日

(ウ) 保護等願出の年月日、警察署、受理番号等

(11) 警察履歴証明

ア 証明の対象

警察履歴証明は、警察職員として在職中の履歴について行うものとする。

イ 証明事項

警察職員又は警察職員であつた者が個人の各種資格の取得等の手続資料として警察履歴証明を使用する場合の証明事項は、履歴書（訓令様式第3）により当該職員の本籍、住所、氏名及び生年月日並びに所属異動、職の異動等とする。ただし、労働基準法（昭和22年法律第49号）第22条第1項の規定により退職時の証明書を交付する場合の証明事項は、次に掲げる事項のうち必要な事項とする。

(ア) 退職職員の氏名、生年月日及び在職期間

(イ) 退職の事由

(ウ) 退職時の階級・職名、組織上の地位及び職務内容

(エ) 退職前の1年間の給与支給額等

(12) 在職証明

ア 証明の対象事実

在職証明は、原則として提出先の所定の証明用紙に警察職員として在職中の事実について行うものとする。

イ 証明事項

証明事項は、おおむね次に掲げる事項とする。

(ア) 在職者の住所、氏名及び生年月日

(イ) 在職中の所属、係等

(13) 給与証明

ア 証明の対象事実

給与証明は、原則として提出先の所定の証明用紙に願い出に係る給与の支給額について行うものとする。

イ 証明事項

証明事項は、おおむね次に掲げる事項とする。

(ア) 給与受給者の氏名

(イ) 給与支給の期間、金額等

(14) 路上教習用自動車使用願出証明

証明事項は、車台番号及び自動車登録番号とする。

3 証明手数料の徴収

(1) 証明手数料の徴収額

訓令第3条に規定する警察の行う証明のうち、次に掲げる証明については、京都府警察手数料徴収条例（平成12年京都府条例第16号）又は京都府手数料徴収条例（平成12年京都府条例第1号）の規定に基づき、1件につき、自動車保管場所証明にあつては2,040円、その他の証明にあつては400円の証明手数料を原則として徴収すること。

ア 還付証明

イ 自動車保管場所証明

- ウ 遺失届出証明
- エ 保護等願出証明
- オ 渡航証明
- カ 警察履歴証明
- キ 路上教習用自動車使用願出証明
- ク 特例証明

(2) 証明手数料の徴収免除

京都府警察手数料徴収条例第4条又は京都府手数料徴収条例第4条の規定に該当するものは、証明手数料を徴収しないこと。この場合において、国又は地方公共団体等の事務で証明手数料の徴収が免除されているものの取扱いについては、当該証明申請内容により判断して、その事務が個人に代わつて行つていることが明らかなものについては、公印などの名義にとらわれることなく徴収すること。

第2 公文書の謄本等の交付

1 謄本等の交付の許可基準

所属長は、おおむね次のいずれにも該当する場合には、訓令第15条に規定する公文書の謄本等の交付について許可することができる。

- (1) 利用目的、提出先等が明らかであり、かつ、悪用のおそれのないもの
- (2) 個人の秘密に関する内容でないもの（当事者等の承諾、同意のあつた場合、法令の規定に基づく場合を除く。）
- (3) 警察職務の遂行に支障がないもの

2 謄本等の交付事務の処理手続

(1) 事務処理手続

訓令第12条から第17条までに規定する公文書の謄本等の交付の願い出の受付から交付までの事務処理の過程は、おおむね別表第2によるものとする。

(2) 証明等申請書の記載要領

証明等申請書の証明等の内容等欄については、謄本等の交付の対象文書が特定できるよう具体的に記載させ、利用の目的及び提出先欄については、当該申請の許可の判断の要素となるので、特に詳細に記載させるものとする。

(3) 謄本等の契印

謄本等が数葉に及ぶ場合は、各葉ごとの関連を明らかにするため、記載文字の判読に支障がないよう毎葉上部欄外に公印をもつて契印するものとする。

3 手数料の徴収

(1) 公文書の謄本又は抄本の交付手数料の徴収額

公文書の謄本又は抄本の交付手数料は、京都府手数料徴収条例の規定に基づき、用紙1枚につき400円の手数料を原則として徴収すること。

(2) 公文書の謄本又は抄本の交付手数料の徴収免除

公文書の謄本又は抄本の交付手数料の徴収免除については、前記第1の3の(2)の規定を準用する。

別表第 1

遺失届出証明及び盗難に係る犯罪
被害届出証明を行う対象物件等

対 象 物 件	使 用 目 的
1 恩 給 証 書	再交付申請のため
2 在 留 カ ー ド	再交付申請のため
3 特 別 永 住 者 証 明 書	再交付申請のため
4 旅 券	再交付申請のため
5 有 価 証 券 等	公示催告手続申立のため
6 雑損控除の対象となる物件	雑損控除申請のため
7 自 動 車 登 録 番 号 標 等	廃車届又は再交付申請のため (必要とする都道府県に限る。)
8 外国の行政機関の発給に係る身分証明書、外国の保険会社との保険契約に係る対象物等	再交付申請、保険請求等のため (外国の機関に提出する場合に限る。)

別表第2

証明事務等の一般的処理手続表

